

相続・贈与の

手続き&アドバイス

株式会社SBL 税理士 八木正宣

第6回 「保佐」「補助」利用時の遺産分割



先日、父が亡くなりました。そこで父の預金の名義変更をお願いしたいのですが、相続人の1人である母には軽度の認知症の症状があります。日常生活に大きな支障はないのですが、この場合、どのような手続きが必要でしょうか。

前 回に引き続き相続人が認知症等で判断能力を欠いている場合の、相続預金の名義変更手続きについて解説していきます。前回取り上げた「成年後見(狭義)」は、判断能力がまったくない相続人を、成年後見人が最大限バックアップする制度でした。成年後見制度は本来、①ノーマライゼーション(高齢者・障害者であっても特別扱いせず、通常の生活を営んでもらおうとする考え方)と、②自己決定の尊重(本人の意思を尊重し、現有能力を活用しようという考え方)という2つの理念から成り立っています。このことから、判断能力が著しく不十分である・不十分である場合には、その判断ができない部分を補完する、あるいは損害を被る

ことがないよう保護するために、「保佐」「補助」という制度を設けています(図表1)。

今回は、保佐制度・補助制度の概要と、相続人の中に保佐・補助を利用している人がいる場合の対応について解説します。

保佐を利用している場合 一定の行為で同意が必要

〈保佐制度の内容〉

まず保佐制度から見えていきます。これは認知症・知的障害・精神障害などの精神上の障害により判断能力が著しく不十分な人を保護・支援するための制度です。簡単なことであれば自分で判断できるが、重要な事項については援助が必要という人が利用します。

この制度を利用すると、借金や保証人、不動産売買、そして遺産分割や贈与契約など法律で定められた一定の行為について、家庭裁判所が選任した保佐人の同意が必要になります(図表2)。

保佐人の同意を得ないで行った行為については、本人(被保佐人)または保佐人が後から取り消

図表1 法定後見制度の内容

成年後見等の類型	後見	保佐	補助
対象者	判断能力を欠く方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
鑑定の要否	原則として必要		原則として診断書等で可
申立時の本人の同意	不要		必要
成年後見人等の同意が必要な行為	日常生活に関する行為以外の行為	民法13条1項に定める行為など ※本人の同意は不要	民法13条1項に定める行為の一部 ※本人の同意が必要
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で、家庭裁判所が定める特定の法律行為 ※本人の同意が必要	

図表2 保佐人の同意を要する行為(民法13条1項)

- ①元本を領収し、または利用すること
- ②借財または保証をすること
- ③不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること
- ④訴訟行為をすること
- ⑤贈与、和解または仲裁合意をすること
- ⑥相続の承認もしくは放棄または遺産の分割をすること
- ⑦贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、または負担付遺贈を承認すること
- ⑧新築、改築、増築または大修繕をすること
- ⑨一定の期間を超える賃貸借をすること

すことができます。ただし自己決定の尊重の観点から、食料品や衣料品の購入など日常生活に関する行為については、保佐人の同意は必要なく、取消しの対象にもなりません。

また、家庭裁判所の審判によって、保佐人の同意権の範囲を広げたり、図表1にあるように特定の法律行為について保佐人に代理権（本人に代わって本人のために取引や契約を行う権限）を与えるこ

ともできます。

〈補助制度の内容〉
続いて補助制度です。これは、軽度の精神上的障害により判断能力が不十分な人を保護・支援するための制度で、大体のことは自分で判断できるが、難しい事項については援助してもらわないとできないという場合に利用します。

家庭裁判所の審判によって、本人のために補助人を選任し、補助人には当事者が申し立てた特定の

法律行為について代理権や同意権を与えることができます。

例えば、悪意ある訪問販売に引っかけたおそれがある場合に、補助人の選任、および本人が一定の金額以上の商品を購入することについて補助人に同意権を付与させた場合、本人が補助人に断りなく高額商品を購入してしまったときには、補助人がその契約を取り消すことができるようになります。

利益相反が生じる場合は特別代理人を選任

〈相続人の中に判断能力が不十分と思われる人がいる場合〉
それでは、相続手続きにおいて相続人が保佐・補助制度を利用しているケースを考えてみます。

まず相続手続きに関する相談があった時点で、相続人の中に判断能力を欠いていると思われる人がいる場合、金融機関は成年後見制度について説明し、家庭裁判所や弁護士・司法書士等の専門家に相談するよう勧めることが望ましいと思われま

また、第三者が保佐人・補助人になっていれば問題ありませんが、本人と保佐人・補助人が相続人同士の場合（被相続人の妻が保佐制度を利用して、子供が保佐人となっている場合など）には、遺産分割協議において利益相反の問題が生じるため、保佐人・補助人は、本人の代理人としては遺産分割協議に参加できません。

この場合、家庭裁判所に申し立てて、特別代理人を選任してもら

サンプル1 代理権付与なしの保佐の遺産分割協議書

～ 以上 割愛 ～

本人の署名・押印に加え、保佐人の同意が必要なので保佐人の署名・押印があるかも確認

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議を証するため本書を作成し、次に各自自筆

平成26年9月3日

東京都中野区東中野1丁目2番3号 相続人 近代花子 ① ←
 上記 保佐人
 千葉県成田市成田町3丁目2番1号 後野太郎 ② ←
 東京都中野区東中野1丁目2番3号 相続人 近代二郎 ③

保佐人に相続の代理権が付与されているか確認

〈保佐における遺産分割協議〉

保佐人が相続手続きにおいて代理権を付与されている場合には、前回解説した成年後見人の手続き

う必要があります。その場合、金融機関には、家庭裁判所の交付する審判書と添付される遺産分割協議書(案)の提出を求めます。

サンプル2 保佐制度の登記事項証明書

登記事項証明書

保佐開始の裁判	中野家庭裁判所
【裁判所】	平成22年(家)第3322号
【事件の表示】	平成22年12月22日
【裁判の確定日】	平成23年1月12日
【登記年月日】	第2011-0008号
【登記番号】	

被保佐人

【氏名】	近代 花子 ←
【生年月日】	昭和21年8月30日
【住所】	東京都中野区東中野1丁目2番3号
【本籍】	東京都中野区東中野1丁目2番3号

保佐人

【氏名】	後野 太郎 ←
【住所】	千葉県成田市成田町3丁目2番1号
【選任の裁判確定日】	平成22年12月22日
【登記年月日】	平成23年1月12日

被保佐人と保佐人が遺産分割協議書と合っているか確認を

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。

平成26年8月1日
 東京法務局 登記官 田中 正志 ④

と同様、遺産分割協議書に保佐人の署名・捺印が必要になります。

一方、保佐人に相続手続きにおける代理権が付与されていない場合もあります。この場合、本人が遺産分割協議に参加して決定した内容に、保佐人が同意を与える形となります(サンプル1)。

保佐人の同意を得ずに行った遺産分割は、後で本人または保佐人から取り消される可能性があります。

すので注意しましょう。

〈補助における遺産分割協議〉

補助は、当事者が申し立てた範囲内の法律行為について、補助人に対し代理権・同意権を与える制度です。相続の放棄や承認、遺産分割に関する手続きについて、申立てをしていないのであれば、相続手続きは本人が行います。この場合には、判断能力が十分である他の相続人と手続きは何ら変わら

バンカーズストーリー

信用金庫はおもしろい!

中島 久 著

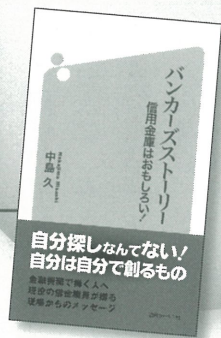
「おもしろくて、ためになる」

リアルなエピソードが満載!

金融機関で働くとはどういうことか、仕事のやりがいとは何か——。信用金庫に35年以上勤める著者が、豊富な経験をもとに、信金マンとしての「自分自身」をどう創ってきたかを綴りました。新入行職員の方や、仕事への向き合い方に悩んでいる若い方などに、ぜひ読んでいただきたい一冊です。

本書の内容

- | | |
|----------------------------------------|--------------------|
| 第1章 ジャンルに貴賤はない | 第7章 怖い人たち |
| 第2章 集金は辛い仕事か? | 第8章 財務分析システムと分析能力 |
| 第3章 逃げた融資担当者 | 第9章 預金課・融資課・「営業課」? |
| 第4章 思い違いを責めないで | 第10章 融資の現場 |
| 第5章 パブルの頃 | 第11章 金融機関職員と文書力 |
| 第6章 ウソは罪
~It's a sin to tell a lie. | 第12章 営業の現場 |
| | 第13章 人生とは自分を編集すること |



新書判・208頁
 定価: 1,000円(税別)

ご注文の際は…近代セールス社(営業部) TEL03(3366)5701 FAX03(3366)2706まで

サンプル3 補助制度の登記事項証明書と別紙目録

登記事項証明書

補助開始の裁判 割愛 被補助人 割愛 補助人	後野 太郎 千葉県成田市成田町3丁目2番1号 平成22年12月22日 平成23年1月12日 平成24年4月24日 別紙目録記載のとおり 平成24年5月5日
------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

上記のとおり後見登記等ファイルに記録されていることを証明する。
平成26年8月1日
東京法務局 登記官 田中正志 ㊞

代理権・同意権の範囲はこのように記載される。ここに「遺産の分割」とあれば、補助人の署名・押印が遺産分割協議書に必要

登記事項証明書 (別紙目録)

代理行為目録

- 1 被補助人の所有するすべての財産の管理・保存・処分
- 2 預貯金の管理 (口座の開設・変更・解約・振込・払戻し)
- 3 相続の承認もしくは放棄または遺産の分割 ← 以下割愛

ず、遺産分割協議書に補助人の自署等も必要ありません。
ただし、家庭裁判所に申し立て、相続に関する手続きについて補助人に代理権・同意権を与えている場合には、成年後見や保佐制度と同様の手続きが必要です。
〈保佐・補助における印鑑証明〉
成年後見の場合の本人(被後見人)は自ら法律行為をできないので、印鑑登録をすることはできませ

ん。遺産分割協議書には成年後見人のみの署名・押印と印鑑証明書添付が求められます。
これに対し、被保佐人については、保佐人の同意があれば法律行為ができるため、印鑑登録は可能です。被補助人も原則として法律行為を単独でできるので、当然印鑑登録ができます。
そのため、遺産分割協議書においては、本人の押印が必要とな

同意権・代理権は別途添付の目録を確認

り、加えて保佐、および遺産分割手続きに同意権を付与している補助人の場合には同意権者の保佐人・補助人の押印を求めます。
遺産分割に関する代理権を保佐人・補助人に付与している場合には、本人の押印は不要で、保佐人・補助人のみ押印が必要です。

〈登記事項証明書を確認する際のポイント〉
相続預金の名義変更手続きにおいては、まず保佐人・補助人が家庭裁判所に承認された保佐人・補助人かを確認するため、法務局から交付を受ける成年後見登記制度の登記事項証明書(サンプル2)

の提出を求めます。
そのほか、保佐人・補助人の同意権・代理権については、別途、同意権目録・代理権目録が添付されます(サンプル3)。
保佐の場合、民法13条1項に定められた行為については保佐人には当然に同意権が与えられているため、登記事項証明書には記載されません。それ以外の行為に同意権が付与され、あるいは代理権が与えられている場合のみ同意権目録・代理権目録が添付されます。
代理権の範囲に相続手続きが含まれているか確認してください。
補助人が選任されている場合には、同意権あるいは代理権の範囲の中に相続に関する手続きが含まれているか確認します。

